

1 0 番 通告6番、10番議員、小田眞一です。通告に従い、協働の推進の体制整備にご質問いたします。

ちょっと古い話ですが、ちょうど10年前、平成18年3月に公表された夢おおい21プラン後期基本計画では、協働について、このように述べられています。

町民と町が共に手を携えた、「協働で進める地域のための町づくり」を強く進めていくこととする。町政施行50周年の大きな節目を迎え、未来への道しるべとなるべき、記念すべき継続であると、こんなふうに示されています。

あれから10年、本年は町政施行60周年の大きな節目を迎えるということとなったわけであります。さて、果たして、「協働で進める地域のための町づくり」は、どのように進展してきたでしょうか。

平成21年には、大井町自治基本条例が制定され、その中で、町民参加の原則、協働の原則、情報の取扱いの原則が条文化され、町民のまちづくりへの参加と参画が定めされました。

にこにこパトロール隊や、社会福祉協議会による小地域福祉活動、有害鳥獣捕獲隊、相和そばの会、田んぼ育成会、相和農業塾など、既に幾つかの協働と思われる活動も始まってきています。

こうした動きは、これからもますます求められるだろうし、また、さらなる推進と活性化を図っていく必要もあるかと考えます。著しく変化する社会情勢、多様化する価値観と住民の意識、これらを背景に、それに伴い、地域が抱える課題や町民ニーズもますます複雑、多様なものになってきていると思います。

過去には、公共的なサービスは、行政のみが担うものと考えて、何でもかんでも行政に言えばいいやという風潮もあったようですが、複雑化、多様化する地域課題や住民ニーズに、行政だけでは対応できない時代となっています。

多くの自治体で協働のまちづくりを表明し、そこに住む住人が地域の課題を自ら解決していくこうとする活動が始まられている原因の一つは、その行政の限界にあるものと言われています。

本町でも、協働と思われる幾つかの活動が始まっていますが、より広範な施策分野で町民と町との協働を推進するためには、本町が町民との協働にどのように取り組むかについて、その基本的な考え方を明確に示し、町民と町、それぞれが共通した認識と理解の上で行なわなければならぬと思います。

そのためにも、協働の定義、理念はもとより、その推進策と推進体制の

整備方針などを明らかに示していくことが必要なのではないでしょうか。協働とは一体どのような姿であって、町と町民それぞれの主体性をどのように関連づけていくのか。継続的な協働関係を確保していくには、どんな取り決めが必要なのか。このような基本的な考え方や推進方針が示されることなく、町民、行政ともに共通認識もなく、協働という言葉だけが漠然と使用されてきているように思っています。

まちづくりに積極的に取り組もうとしている町民からの、町の対応に対する不満の声を耳にしています。協働に対する共通理解と、共通認識の欠如が、そもそもの不信感を引き起こしていると感じています。

今以上に多様な施策分野において、互いの力を十分発揮できるようするためにも、継続発展可能な協働の仕組みをつくりあげるべきと考えます。そこで、以下のことに触れながら、協働推進の基本指針と、協働の推進体制整備の必要性について、町の考えをお聞きいたします。

1、我が国初の自治基本条例とされているニセコ町のまちづくり基本条例からは、協働の2文字が削除されました。このことについて、町はどうなお考えをお持ちでしょうか。

2、平成28年度に創設される「地域活動スタートアップ助成金」の目的とその概要を伺います。

3、町民公益活動団体の選考基準や認定機関は必要があるのではないか。

4、協働推進の原則の明文化の必要性。

5、協働推進の専門部署設置の必要性についての見解を伺います。

以上、5項目に分けて、登壇での質問といたします。よろしくご答弁をお願いいたします。

町長 通告6番、小田議員の協働の推進の基本指針と体制整備についてというようなことでございます。

町も、住民自治基本条例を平成21年4月に施行したということでございます。こういう条例をつくる経緯というのは、少子化だとか高齢化だとかいうようなことと、やはりこういう条例をつくらざるを得ないような住民感情といいますか、そういうようなものが背景にあり、ならざるを得なかつたというように思うところもあるんですね。

過去には、阿吽の呼吸で自治体なり何なりが運営できたものがあるわけでございます。大井町も町制60周年を迎えるんですが、条例を必ず毎回改訂等しながら、今日を迎えて、こんなに条例がなくてもできてきた時代もあろうかと思いますし、また、法律によってお互いが法律に守られるというようなことになれば、条例等もこうやって増えてきたのではなかろ

うかなと思うところでございます。

多くの自治体の最高規範として、自治基本条例を制定したというようなことでございますが、議員ご指摘のとおり、全国に先駆けて、平成13年4月にニセコ町で自治基本条例となる「ニセコ町まちづくり基本条例」が施行されました。その8章では、まちづくりの協働過程として、協働の用語を用いており、その章では、総合計画の策定をはじめ、計画策定の手続きにおける市民参加の手法を条文化しているところでございます。

しかしながら、平成21年度の条例改正において、第8章の章名は、「まちづくりの協働過程」から「計画策定過程」へと変更され、「協働」の用語は削除されたというようなことでございます。

その理由については、他自治体の条例で、推し量ることはできないものですから、その良し悪しについて町としてあえて見解を述べることはなかろうかと考えているところでございます。

本町の自治基本条例では、その前文に「大井町民憲章にうたわれた自治の実現を目指し、市民、議会及び町の三者で協働してまちづくりを進めるためにこの条例を制定します。」とうたってあるわけでございまして、第3条の第7号では、「協働」の用語を「まちづくりを進めるために、市民、議会及び町がそれぞれの立場を尊重し、連携・協力して取り組むこと」を定義しています。また、第5条では、「協働の原則」として「市民、議会及び町は、協働してまちづくりを行うよう努めるもの」と定めているものでございます。

このように、本町では、協働をまちづくりの原則として掲げ、市民の皆さまや議会の皆さま、そしてわたしども町がそれぞれの役割と責任のもと、互いに自主性を尊重し、対等な立場で連携・協力して取り組むこととしているところであり、より住みよいまちづくりの実現に向け、第5次総合計画「おおいきらめきプラン」においても協働を重要な分野として柱建てするとともに、各種事業の実施において、協働の理念により事業執行に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、他の自治体における「協働」の用語の使用・不使用に関わらず、大井町自治基本条例に基づき、まちづくりを進めいくことが肝要であると考えるところでございます。

2点目のスタートアップ助成金でございますが、既にご承知のとおり、現在、町では、地域の課題や社会問題等の解決のために取り組む、市民の自主的かつ自発的に行う、不特定かつ多くの市民の利益に供する活動を資金面で支援することにより、地域の活性化を図り、協働のまちづくりを推進していくことを目的として、補助金公募制度を実施しているところ

でございます。

補助金交付団体数の実績としましては、ここ数年30件を下回る状況に留まっていますが、新たな取り組みについては、若干ですが増加している状況にもあるわけでございまして、新たな協働の取り組みについての問い合わせも窓口に寄せられている状況にあることから、今後、新たな取り組みがさらに増加していく可能性があると考えているところであります。

そんなところが、本制度においては、町内での活動実績が1年以上であることが交付要件として位置付けられていることから、協働の取り組みのインセンティブをさらに確保するため、活動実績にとらわれず、新たな協働による取り組みを立ち上げる団体に対しても資金面で支援を可能とする、新たな補助金交付制度として、「地域活動スタートアップ助成金」の創設を計画したところであります。

「地域活動スタートアップ助成金」の概要といたしましては、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に、地域の課題や社会的問題の解決のために取り組む、町民が自主的かつ自発的に行う活動に対して、1団体あたり設立経費及び運営経費として10万円を上限として、2か年間助成金を交付するものであるわけでございまして、助成金の交付にあたっては、大井町補助金交付審査委員会により審査することを想定しております。

本交付制度の導入にあたり、新たに町民の行政参画を促し、行政と団体等がそれぞれの強みを活かした役割を担うことによって、協働の気運がさらに高まることを期待するものでございます。

3点目の質問でございますが、本町では21年の4月に町民憲章にうたわれた自治の実現を目指し、町民、議会及び町の三者で協働してまちづくりを進めるため、「大井町自治基本条例」を制定するとともに、大井町第5次総合計画「おおいきらめきプラン」では、重点分野のひとつに「町民とともに進める協働のまちづくり」を位置付け、協働によるまちづくりを推進してきたところでございます。

現時点では、協働の推進における原則、ルールの明文化はされていないわけでございますが、補助金公募制度による地域活動を始め、公共用地の緑化活動、上大井駅前公園、金手児童公園については、地域住民の要望に沿った整備を行い、協定により地域住民の主団体である自治会に管理をしていただくななど、協働による地域活動が進められているものです。

昨今の行政を取り巻く状況は大きく変化しており、全国的な人口減少、少子高齢化、核家族化の進行や経済状況の変化等により、町民のニ

ーズはさらに多様化するとともに、これまでのような行政による画一的な行政サービスの提供だけでは、地域の課題や社会問題等を解決することが難しくなってきているとともに、町民、議会及び町の三者による協働のまちづくりの重要性がさらに高まっていると認識しているところであります。

のことからも、町民や町が地域の課題の自発的な解決に向けて、お互いの利点を活かして、効率的、効果的なよい結果を生み出すため、町民、各種団体、企業、行政等様々な主体の力を存分に發揮し、お互いを尊重しあい、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合い、誰もが平等に、そして対等の立場において、地域活動に取り組むことができるよう、基本的なルールづくりを進める必要性を感じているところでございます。

協働推進の原則でございます、ルールの明文化については、早い段階において検討を進め、策定に向けて努力してまいりたいというような考えです。

失礼しました。協働推進の4のほうが関連がありますので、先にお答えさせていただきました。

3点目のご質問でございますが、他の自治体の例を見ると、営利活動や団体参加者間の共益的活動等を除き、広く公益的な活動をしている団体に対し、その団体の活動情報を住民に広報することや、協働に係る事業への補助または委託の要件とするなどの登録制度を設けているところもあるわけでございます。本町において同様の制度を有していない理由として、協働の形態の一つである団体との共催や後援については、都度、その団体が行おうとする活動を精査した上で判断していること、また、補助等の財政的支援については、補助金公募制度等により、同様にその都度、活動の内容について外部委員会を設けながら判断していることであります。

すなわち、団体自身を認定するのではなく、活動に視点をあて、協働の事業を推進しているところです。しかしながら、先に申し上げました通り、補助金公募制度以外の多様な形態の協働を推進していくにあたっての目安や基準となるものを明文化することで、より町民の皆さまが主体的かつ広範な分野で協働の取り組みにご活躍いただけるものと考えるところでございます。

5点目のご質問でございますが、現在、町では、協働推進に係る専門部署は設置しておりませんが、社会の価値観や生活様式の変化により、協働による取り組みも様々なものがあるため、その取り組み内容に応じ、現在の町の体制で対応を図り、複数の課にまたがる活動につきましては、関係する課が整理のうえ、団体の活動に支障を来さないよう、横断的な対応が

図れるよう配慮しているところであります。しかしながら、協働推進の原則の明文化の必要性が高まる中、取り組み内容に応じて現課が対応する現体制は、今後におきましても、専門性の高い相談体制を確保するために堅持して参りたいと考えます。

協働の手法や制度に対する相談窓口、また、新たに地域活動を始めたいと考える団体の相談窓口は一本化する必要があると判断することから、協働推進の原則、ルールの明文化の検討とあわせ、現体制の中で、協働に係る担当課を位置付けることも検討を進めたいとここに書いてありますが、なかなか、いろんなことで、先般の12月定例会でもこんな分野で専門部署をつくれということでございますが、今、職員数も限られ、町民からの要望も多い中、新たにこういう専門のセクションをつくるということは、現状無理でなかろうかなと思うところでございます。

何はともあれ、町民の皆様は納税者でもありますし、また、ある面では協働の推進役の一人として考えているところでございます。いろんな角度から、町民の皆様方のご意見も伺いますし、町民の皆様方におかれましては、納税者の立場で、みずからもいろいろな行動等、財源もご負担していろいろな事業も展開していただいております。心から感謝を申し上げるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

1 0 番 ご答弁ありがとうございます。

まず、再質問に入りますが、1番目のニセコ町の協働の二文字の削除、町長からそれなりのお答えがあつて、まさに私が今回質問しようとしている、協働のまちづくりの体制をつくろうというところに、協働の二文字を削除するって、非常に変な質問なんですけれども、私、ニセコ町に電話して聞きました。そうしたら、こういうふうに言わされました。協働の原則にパートナーシップということで、対等だと。町民も、町も、企業も、行政も対等な立場というのが原則にあります。この対等という言葉が、深く考えると対等ではないという結論に至ったということなんですね。対等ではないというのはどういうことかというと、対等だからこそ協働じゃないんですかと言ったら、いや、そうじゃなくて、片山健也町長が、今現在やっておられるかどうかは知りませんけれども、ある町で、協働することによって失敗したりなんかしたとき、それはあなた方と協働でやってるんだから、あなたたちが悪いんですよということを言った市長さんがいたらしいんです。それで大きな問題になりまして、それからというわけでもないんですけど、そういうことで反省を深めて、対等ではないと。市民中心、住民視点の行政をやるんだったら、住民が主体者になって、行政

はそれに従うものだと、そういう考え方から、協働という言葉を、条例を見ると、まさに協働の原則をそのまま謳っているんですね。ただ、対等ではないということで、自分たちがつくったあれなので、削除したと、そういう説明でした。

まさに、協働に対して、条例に対して、精緻な洞察といったらかっこいい言葉ですけど、本当に突き詰めて考えていくとそういうふうになったんだということで、条例を見直したと。2年に1回、必ず全ての条例を見直しているんだと。時代が変われば考え方も変わるとして、普遍的なものはあるかもしれないけども、やっぱり社会情勢と人間の生き方、そういうことで変えていくのが条例であって、決まりというのはそういうふうに考えているんだろうと、そういう考えだろうと私は思っています。

町長、先ほど決まりをつくらないとやっていけないと言ってましたよね。私も、阿吽の呼吸ってすごく大事なことだと思います。しかし、それは行政をやっていくうえでは、阿吽の呼吸でやれるというのは叶わないですよね。やはり明文化して、こういうふうにやりますということで、きちんと、だれでもわかるように、明快な言葉で書いた中で、町民がそれを読んでいろいろ問題が出たときに、町民も変えなきゃいけないことがある。町も変わってほしいと。町も要するに町民ですから、お互いがいろいろ考えてやっていかなきゃいけない。そのためには、阿吽の呼吸ではいけないと思います。悪いところがわかるのは、明示してから初めてわかることがあって、そのために条例は必要だと思いますけれども、町長、どうですか。ちょっと質問の趣旨がちょっと違っちゃって申し訳ないんですけど。

町長　　当然、自治体は地方自治法のもとにあるわけでございまして、当然そうであると思います。

しかしながら、住民同士がある面で、地域活動等において阿吽の呼吸がなければできないんじやなかろうかなと思いますし、自治会によって、いろいろなことが明文化されている自治会もあるようでございますし、それぞれ阿吽の呼吸で協働推進をやっている自治会もあるわけであります。

当然、自治体においては、阿吽の呼吸ではできないわけでございまして、そういうようなものが協働推進をしているというような考え方でございます。

1　　0　　番　　ありがとうございます。そこで、まず、2番目の地域活動スタートアップ助成金のご説明がありました。ただいまもらったコメント、本町では、補助金公募制度というのがあります。そことここが違うんだという相違点を、先ほど答弁を聞いたまんまなのでわかりませんけれども、補助金公

募制度とはどの点が違うのか、特徴はどこなのか、もう一度ご答弁いただけますか。

企画財政課長 まず、補助金の公募制度でございますけれども、今現在、取り入れて実施している制度でございます。これについては、要件として、1年間の実績がなければいけないというところがございまして、1年間の実績を受けた中で、その翌年度に申請をするわけです。その申請をした翌年度からこれが採用されるというわけですので、実績が始まったときから2年間の経過があった中で補助金が交付されるというところです。

そうなりますと、例えば町民が自発的に、自主的に何かをやりたいと言ったときから、2年間、自主的な財源のみで対応していく必要があるということをございまして、こういうような時期にきましたので、そういう機運も高まってきており中でございますので、そうではなく、自発的に思ったときに、その年から補助がついて、助成について交付できないかなというところで考えたものでございまして、その他、大きな目的自体に差異はございません。以上です。

1 0 番 そうしますと、要するに、今までこうすることをやりたい、こういう町おこしをやりたい、こういう活動をしたい、メンバーは5、6人いるんだけれども、始めてまだ1年経っていないので認定されなかった。このスタートアップ助成金では、そういう団体であっても、年間10万円の助成金を出しましょうと、平たく言うとそういうことであろうと受け取りました。ちょっとおかしいですよね。いいことですよ。一歩近づいたなど、協働については私も10年以上前から、今回で多分8回目だと思うんですよ、情けないことにね。なかなか理解していただけないという状況があるんですけども、議事録を見てもらえばわかりますけど、最初から私は言っているんですけども、今回その協働のことについて挙げたのは、そういった、まさに活動をしていないけれども、何とかやりたいという熱意があればできるのか、できないのか、その熱意をどこが認めるかというのが大事なんです。だから、私が協働の定義とか、固いことを言っちゃ何だけども、そういったものを何が協働で、どんな団体でも町がスタートアップ助成金をするのかというと、そうじゃないですね。これが町全体で、まちづくりをどう進めていくんだという方向性を持った中で、協働をこうやって進めるんだという方向性を見た中で、そういうふうに言ってきた町民の団体が、これはいいことだ、とりあえずはどうなるかわからないけれども、スタートしてもらってやってみれば大きな運動になる可能性もある。行政の手が届かない細かいところもやってもらえるかもしれない。そういった期待性をもった行動、活動を起こす団体が出たときには、それこそこ

のスタートアップ助成金はいいものだと思います。

そこで、認定する人は、先ほど補助金審査会を兼用することなんですけれども、そもそも補助金公募制度と今度のスタートアップ助成金制度は、根本の趣旨が全然違いますよね。スタートが違いますよね。もう一つがよく商工会だとかスポーツ団体とか、既存の昔からある行政の一部をやっているような団体に、補助金公募制度を使った審査をされていると思います。スタートアップはそういうことではなくて、全く新しい団体。本当にこれから協働していく相手としてふさわしいかどうか、そういうことを審査、認定する機関というのは、また別個かなと思うんですけど、その辺、同じ機関を使われるおつもりでしょうか。

企画財政課長 まず、スタートアップ助成金については、先ほどちょっと申し上げましたが、この時期にきまして、そのような機運が高まってきているということで、28年度から導入したほうがいいだろうということで、当初予算にも計上させていただいたところでございます。

そういうこともございまして、今、例えば、町に補助金の審査会がございますけれども、それを当面の間は使わせていただきたい。そこで審査をさせていただきたい。その中で、場合によって、どうしても他の機関が必要であるというような判断をされた場合には、別途そのような機関を考えることも必要かなと思います。以上です。

1 0 番 わかりました。今後の検討課題ということで。

それと、スタートアップして助成するということは、公金を使用するということですから、税金を、町民のお金を使うことになりますので、その使い道とか、例えばどういう活動をしているとか、その交付先を発表することは考えていますか。助成したことについて、公表ですよね。こういう活動の団体に10万円助成しましたということを、例えば広報とかホームページに掲載したり、そういう仕組みは考えていますか。

企画財政課長 今現在行っております補助金の審査会の結果、それについても公表させていただいているところでございますので、このスタートアップにつきましても、公表させていただければと思っております。以上です。

1 0 番 わかりました。

協働推進のルール、明文化の必要性ということで4番目に質問を出したんですけど、先ほどパークゴルフ場の問題も聞いていまして、町民がパークゴルフ場を運営するにあたっても、どこまでやれば町はパークゴルフ場をつくるのか。それは、町長の胸先三寸かなという、変な話、そういうふうにも受け取れてしまったんですけど、まさにこれも今後進めていくのは、協働のまちづくりの一つではないかなと思うんですね。本当に協

働というのを進めていくにあたって、話が一つになっちゃって大変あれなんんですけど、では、町民が今度パークゴルフ場を一つ例にとって、それを推進するにあたっては、町は何を町民に期待して、町民は町に何をお願いするのか。お互いの力を出し合うということでやっていくことを考えると、協働を推進するにあたって、原則というものをきちんと明文化しなければ、あの人はいいけどこの人はだめという形になってしまうのかなと思うんですけど、協働の定義というのは必要ないでしょうか。

町長 そう言われますと、町の事業を協働でやる限り、明文化していなければ何もしなくてもいいじゃないかということになっちゃう可能性があるわけじゃないですか。だから、協働でやるかわり、やるんだから、パークゴルフ協会としては、こういう仕事とこういう仕事とこういう仕事はやつていただけないかどうかというようなことを、きっちと協議した上でやりましょうということが、まさに協働じゃなかろうかと。今までだったら、パークゴルフ協会にゴルフ場つくってくれといったら、じゃあ町がつくりましょうよって、それだったら協働も何もないわけですよ。そうなってきますと、小田さんが言われることになってくると、町の事業は全部協働化でいくとなったら、もっと全て協議をしてからやらなきや、何もできなくなってしまうということではなかろうかなと思うんですけど、どうですか。

1 0 番 逆質問されまして、非常にうれしいです。

町長、私に言わせると、自由に言わせてもらいますと、まだ町長、頭ちょっと固いのかなと思います。そういう言い方は大変卑怯な言い方かもしれません。どこが卑怯かわかつてないから説明できない私も卑怯なんですけども、協働というのは、お互いに町をうまくやっていくためにやるんですから、何も町の行政全てを協議してやれとは言っていません。町の行政はきちんと明文化されてますから。基本自治法でも町のあれば、きまりは決められてるので、そのとおりやればいいんです。今回の話は、話を別に考えてほしいんですけども、パークゴルフ場をつくるにあたって、じゃあ町はここまでって、財政をいろいろ考えるとここまで、継続性も考えると、維持管理も踏まえると、大抵このぐらいやってくれないとできませんよというのを提示するのが町の役割だと思うんですよ。そこで、年間300万円も経費がかかるんだったら、それを何とか捻出するために、町民の方には掃除してください、やりやすくしてください、こういうことでパーク人口を増やしてくださいと、そういうお願いをして、両者が協議して、じゃあそうしようと、そこで初めて契約書を取り交わすんですよ。金手の例で言いましたよね、金手の

自治会の公園。一応、契約書を取り交わします。あれは私は本当にいい、これが協働のまちづくりの一つひな形だなと思って、自分の新聞にも書かせてもらったんですけど、契約書を書けばいいってものじゃないんですね。契約書を書けるような仕組みにしなきゃいけないと思うんです。それを、町民が言ってこないからやらないだとか言ってる人も、やらないじゃないかと、本当にこの先やってくれるのかとか、そういうことを幾ら口で言つても、今度は町長が代わったら、別の町長がそんなのやらないと言えばそれで終わってしまうのが、まさに継続性がない行政だと私は思っているんですけども、そういう継続をやりながら、途中でこれはうまくないなと思ったらやめればいいことであって、何も条例で決まっているからと言わなくとも、先ほどのニセコ町の町長の例も出しましたけども、2年に1回見直すって言つてるんですよ。まさに、世の中はどんどん変わるんですよ。価値観も変わるから。それをいつまでも昔のことを引っ張って、それがさも行政の本質であるかのような、町長のことを言つてるんじゃないですよ、そういう形でまちづくりをやっていっちゃんいけないなと思いまして、協働のまちづくりというのは、まさにそういった契約書を見つめるような状況に、行政をもつて、町民と一緒に手を携えてというのはそういうことなんです。大井町は協働について定義も意義もないのか。いろいろな広報とか、ちらつとは出てますけども、明示しておりません。どうなんでしょう。その辺については明示できるものだと思います。よその町ではちゃんと明示してるんですよね。こういうふうに協働するんだとか。いかがでしょうか。

企画財政課長

先ほど、町長の答弁の中でも触れてございますけれども、確かに、今現在、大井町では、明文化という点ではされていない状況でございます。

先ほど私のほうから申し上げておりますとおり、今、まさにそういう機運が持ち上がってきているかなと考えてございますので、ルール、あるいは原則化、その辺につきましても、早いうちにつくっていきたいと思います。時限的に、例えば何ヵ月とか何年とか、言い切れませんけれども、何とか早いうちに見切りをつけて完成させたいと考えております。

1 0 番

よろしくお願ひいたします。

5番目の、協働推進専門部署、先ほど町長のお話でも、町民もいろんなことを言ってきて、何とかつくれと、ここに部署をつくって、空き家対策とか、確かに議会も言ったと思います。そういう対策を専門に受け付ける部署をつくる。確かに、私もそういう感を持っております。

しかし、協働のまちづくりについて、町では重要事項にも上がってますし、ここ何年も、協働のまちづくりということで、計画にも町の基本方針

にも示されています。

そして、その問題は、まだ、この協働という話が出ているのは、10年、実際にはもっと早くやっていたようですけれども、仕組みとして成り立っていない。町民の意識も、まだそこまで、本当の協働の意味を理解されていない状況かと思われます。

そういう状況において、町の重要事項だと言いながら、町民は協働しようと思ってもとりつく暇がない。とりあえず総務課に行ってみようか、企画財政課に行ってみようか、それしか方法がない。今、行政の時代では、ワンストップサービスという言葉がありますけども、やっぱり協働のまちづくりをしようとしたときに、じゃあ、そのことについては福祉課に行って聞いてください、福祉課に行ったら何のことですかって、現実ありそうな話なんすけども、じゃあそれはお金もかかるから企画財政課に行ってください、また企画財政課へ行って相談しなきゃいけない。これで協働のまちづくりが重要事項だと、私は思えません。

何とか課とか、つくれなくともいいんですね。下のホールの区画だと人がいなかったから、その辺はちょっと考えないといけないんですけど、室でも、対策係でも、協働受付窓口というような、せめて窓口をつくって、これからスタートアップ助成金も出るなら、その辺の受付総合窓口みたいなのをつくっていただきて、できれば課がいい、力を入れてやるなら、いろんな連絡網とか、こういう補助金がありますよと紹介したり、よその町ではそういうことをこんなふうにやってますよというような情報を上げたり、今、町の制度はこうなっていますという、町の制度を情報に上げたり、協働する以上は、やはり町のできることをお手伝いする。町民にいろいろ力を貸してあげる。それに応えて、町民は、それならこうやろう、ああやろうと、話し合いの場ができる。話し合いの場ができると、人の輪ができる。人の輪ができると、いろいろな情報網ができる、ひいては町のためにも町民のためにもなるのではないかなど、非常に単純な考えかもしれませんけれども。ただ不満を不満でそのまま放置しておくと、どんどん町民のやる気がなくなりますよね。あっち行ってもはちにされ、こっち行ってもはちにされ、どうしたらいいの、そういう声が確かに私のところに来てるんですよ。そう言ってる人は、あなた本当にちゃんと考へてるのかと言いたくなることもあるんですけども、思いだけは私は感じています。何とかしたいと思ってる。そういった町民の熱い思いを受け止める、町の相談窓口みたいなものが、あってしかるべきだと思います。その辺、どのようにお考えでしょうか。

町長 町でやってる仕事、この仕事は軽微な仕事でこれが重要な仕事だとい

うようなことはございません。全て重要な仕事だという認識のもとにやっております。そのような中で、きょう解決しないとならない問題と、後日に回してもいい問題と、そういうような整理をさせていただいております。

議員ご承知かと思いますけど、大井町も職員数が非常に足らない、病欠者もあるというようなことで、先般の議会でも、定住の促進室をつくってはどうかというようなことでございます。極端に言えば、一人の人間が複数の仕事を抱えて今やっているような状況にあるわけでございまして、確かに、この協働のまちづくりも重要な案件かと思いますが、今の状況で、安易につくりますというようなことがお答えできない状況にあるわけでございまして、今4月の異動人事も、人員を増やさなければならぬところ、この間も政策推進会議をやりまして、各課から一人ずつ抜いてもいいような事務体制を28年度はしていくように、そんな厳しいことも申し上げさせていただきました。

もう少し、町もいろんな分野で、定住促進室もそうですし、充足をする部局も必要だというような認識は持っておりますが、現状、簡単にお約束することができないという状況を理解していただければと思います。

1 0 番 全く理解できないんですけども、要するに、はつきり言って、言い訳でしかないですよね。私、課をつくれとか、そんなことは言ってません。せめて窓口ぐらいつくって、このぐらいの看板を一つつくって、住民協働まちづくり相談室でもいいし、中井でも、南足柄でも、開成町でも、よそのことを例に挙げちゃ何なんですけど、ちゃんと課とか推進室とかつくってやってるんですね。それだけ、協働というのは、今後のまちづくりに重要なポジションになりつつある。既になっているし、また、重要なポジションにしていかなければならないと私は思っているんですよ。そういう意味で、協働のまちづくりを重要事項の3つか4つの中にあげておきながら、窓口が何もない、そういう状況は、行政がやっている上においてはちょっとおかしいんじゃないかと。せめて、町民課の横っちょでもいいから、協働については、受付はこちらです、ご案内しますと、その程度で私はとりあえずいいと思うんですよ。とりあえず。それが、だんだん、これじゃ大変だ、町民活動が活発になってきて、窓口をこんなところでやってちゃだめだと、何か別につくってやるんだというふうになれば、これはまたいいことだし、そこまで盛り上がらない町民で、町だったら、これはある意味しようがないですよね。町民にそういった意志がないんだから。町民の意識以上に町はよくならないと私は思っているんです。いくら行政がああだこうだ言っても、構成している町民が、町はこうなんだって

声を出してこないと、町はよくならない。そういう意識を持った町民が、一人でも二人でもと言いながら、窓口が何もないで重要事項ですと言つてるのはおかしいですよということで、せめて窓口の一つもつくってくれと。だから、どうですかということです。いかがでしょうか。

企画財政課長 先ほど町長からも答弁がございました、確かに、今、現在の状況では、担当の専門の課をつくるというのは非常に困難であるかなと私も思います。

ただ、ここでスタートアップ助成金も始まることですし、議員おっしゃるような、先ほど名前が出ましたけど、開成とか中井、確かにございます。ただ、うちはそういう班制も引いてございませんし、なかなか選任の班をつくるというのも難しいかと思います。

ただ、スタートアップを設けるにあたりまして、今現在、補助金の交付について、企画財政課で担当してございます。ですから、今この時点でスタートアップ助成金の窓口をどこにするとは明確には申し上げられませんけれども、そういった相談窓口というところはやはり必要だと思いますので、そういった位置付けについてはしっかりとやっていくべきかなと思います。

ただ、表に出るような課ですか、班ですか、そういった名称については厳しいかなと思っております。以上です。

1 0 番 一歩、半歩、ほんのちょっと進歩したのかなと思うんですけども、何も町の職員がやらなくたっていいんですね。町民で、そういうことをボランティアでやりますという人が万が一いれば、どこかフロアの隅っこにデスク一つと看板一つで、その人に受付をやってもらって、じゃあこのことについて後で町民課で聞いてみましょう、他でこういうことをやっているところがあると思うので調べてみましょう。本人が調べられるような人なら、ベストですけども、一つの方策ですよ。そのぐらいの発想をもってもできるのかなと。何も、何とか課長、何とか長、議会はこっちの担当をやってくれとか、何々課をつくってくれとか、そんなことをやらなくても、もし町民でやりましょうと、これは行政と関係ないですよ。行政の仕組みの中じゃなくて、それこそ協働のまちづくりの一角と位置付ければ、何ら法的に触れるものもないだろうし、問題ないのかなと思うんですが、そういった発想を今たまたま話を聞いていて、そうか町は大変なんだ、何とかならないかなとふと思いついたのが、町民でもできないのかなと。どうでしょう。

企画財政課長 今、小田議員さんがおっしゃった発想そのものは非常によろしいかなと思います。ただ、現時点におきまして、4月を迎えるにあたりまして

は、相談窓口を設定すれば足りるのかと思います。以上です。

1 0 番 相談窓口を設定すれば足りるということで、何か看板をつくるんですか。さっきの答弁だとやらないように聞こえたので、はっきりしておきたいんですけど。

企画財政課長 玄関あるいは町民課のところ、どこかに相談窓口があるというような看板を設定する予定は、今のところはございません。

1 0 番 要するに、相談窓口は今のところ看板のようなものは付ける考えはないということですね。わかりました。

よその町で、よその町をまた引き合いに出しては何ですけども、南と開成と、近隣ではやってますけど、実際にその仕組みというか、調査といつたら大げさですけど、何かの資料によって、南と開成、また中井さんが、どんなふうにやってるのかを、参考に見たことがありますか。

企画財政課長 質問の意図と別の回答になってしまう可能性もございますけれども、実際に協働を推進している現場を見たことがあるかといったような趣旨かなと思います。

1 0 番 仕組みです。

企画財政課長 仕組みについては、当然ですけども、どのような仕組みでやってるか、先ほど私もお答えいたしましたけれども、中井さん、開成さんがそういう仕組みでやっているというところは聞いてございます。

ただ、実際、それをどのように現実的に動かしているのかというところを、目にしたことはございません。